

令和6年4月から 「子育てのための施設等利用給付」を 希望する方へ



別表1のいずれかに該当する世帯は、施設などの利用料が幼児教育・保育の無償化(給付)の対象となります(利用施設により上限は異なります)。給付を希望する方は、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」申請を行い、認定を受けた上で、給付(請求)の手続きを行う必要があります。○認定を受けていない場合、給付できません。「認定」と「給付(請求)」はそれぞれ手続きが必要です。必ず認定を受けてから請求をしてください。

「認定」申請の手続き

必要書類

認定区分や「保育を必要とする事由」により、必要書類が異なります。詳しくは「施設等利用給付のご案内(令和6年度申請用)」またはHPをご確認ください。

なお認定要件を満たさない場合など、審査の結果によっては認定されない場合があります。**提出期限**

認定開始日は認定申請日以降となります。4月1日からの認定を希望する場合は、4月1日(必着)までに別表2のとおりご提出ください。認定を受ける以前の利用分(有効な認定期間外の分)は給付(請求)をすることができません。認定開始日をさかのぼることはできませんのでご注意ください。

「給付(請求)」の手続き

手続き方法および給付内容は、利用する施設や年齢によって異なります。詳しくは「施設等利用給付のご案内(令和6年度申請用)」またはHPをご確認ください。

「施設等利用給付のご案内(令和6年度申請用)」

別表2の提出窓口で配布している他、HPでも公開しています。

☎ 施設等利用給付の「認定」に関すること

保育課保育入園係
☎(3546)5227
(3546)5387
(3546)9587

☎ 施設等利用給付の「請求」に関すること

保育課保育運営係
☎(3546)5422



子育て世帯のための施設等利用給付(区HP)

別表2

提出方法	提出先
窓口	区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所 月～金曜日 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)
郵送	〒104-8404 中央区築地1-1-1 保育課保育入園係 宛 ◎郵送の場合は余裕をもってご投函ください。郵便事故などによる書類の紛失を防止するため、特定記録郵便・レターパックライトなどの利用をお願いします。なお郵便事故に関する責任は負いかねます。

別表1

利用する歳児クラスおよび世帯の状況	対象となる利用施設および事業(※1)	必要となる認定区分など
就労などの「保育を必要とする事由」に該当し、0～2歳児クラスを利用する住民税非課税世帯	認可外保育施設等(※2) 東京都認証保育所	3号認定 保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。 住民税が課税されていない世帯であっても、海外での収入がある場合は審査対象となりますのでご注意ください。
就労などの「保育を必要とする事由」に該当し、3～5歳児クラスを利用する全世帯	認可外保育施設等(※2) 東京都認証保育所	2号認定 保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。
	区立幼稚園 + その他の新制度移行幼稚園(※3) 認定こども園(短時間・幼稚園部分) + 預かり保育などの利用(※4) 新制度未移行幼稚園(※3) + 預かり保育などの利用(※4)	2号認定 保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。 区立幼稚園などの新制度移行幼稚園または認定こども園の利用料は無料のため、預かり保育利用分のみが給付対象となります。
3～5歳児クラスを利用する全世帯		1号認定

(※1) 認可保育所、認定こども園(預かり保育を除く)および地域型保育事業については、利用料が無料のため、給付対象外です。また、認可外保育施設のうち、企業主導型保育事業については、本給付の対象外です。企業主導型保育事業の利用料減額に必要な手続きについては、利用する施設にご確認ください。

(※2) 認可外保育施設(東京都認証保育所および企業主導型保育事業を除く)、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
「～幼稚園」の名称を使用している施設など、日本の学校教育法上の「幼稚園」としての認可施設ではない施設はこの区分での請求になります。居宅訪問型保育事業およびファミリー・サポート・センター事業については、送迎のみの利用日分は給付対象外です。同じ施設の中でも、利用しているコースによって無償化の対象とならない場合があります。詳しくは施設にご確認ください。

(※3) 幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行している園と移行していない園に分けられます。ご利用の施設がどちらに該当するかについては、施設にご確認ください。

(※4) 利用している施設が預かり保育を実施していない場合または「預かり保育の実施時間数等が少ない場合」に限り、認可外保育施設などの利用も給付の対象となります。「預かり保育の実施時間数等が少ない場合」に該当するかは施設にご確認ください。

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)の申請期限が迫っています。

申請が必要な方はお早めに申請をしてください。期限を過ぎると給付金をお支払いできませんのでご注意ください。

申請期限

- ・ひとり親世帯
2月29日(必着)
- ・ひとり親世帯以外
3月15日(必着)
- ◎ひとり親世帯とひとり親世帯以外の両方を受給することはできません。

申請方法

- 申請書(請求書)、添付書類を☎へ郵送または区役所6階子育て支援課窓口へ持参する。
- ◎申請書(請求書)は子育て支援課で配布している他、HPからダウンロードできます。
- ◎詳しくはHPをご覧ください。



▲ひとり親世帯(区HP)



▲ひとり親世帯以外(区HP)

☎子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350